

第5章 デザインの新たな展開

[昭和Ⅲ (昭和 36 年～45 年／1961～1970)]

第1節 高度経済成長と拡充するデザイン活動

昭和 30 年代に入ると高度経済成長が始まり、産業が発展し、その構造も変わった。就業人口は第一次産業が減り、第二次、第三次産業が増え、勤労者の多くが都市に集中するようになった。そして世帯の数が増加して核家族化が進み、昭和 20 年代半ば頃から始まった家庭電化ブームによって電化製品を中心とする耐久消費財が普及して、生活様式が変わった。

こうした状況を反映して昭和 30 年代半ばから 40 年代半ばにかけての製品デザインの研究開発は、かつてない進展をみせた。

まず、製品デザインの対象産業領域が、これまでの古くからの繊維、雑貨、日用品部門と第二次世界大戦後に加わった家庭電気機器部門から、この時期になると、重工業化を反映して自動車部門、土木建設部門などにまで広がった。また、木材、金属、ガラスに代わってプラスチックを使用した各種製品が出現するようになって、形成が自在で、色彩やテクスチャーに優れるというプラスチックの特性をいかした製品デザインが求められるようになった。

一方各企業とも、企業内にデザインを専門に担当する部門が置かれるようになって約 10 年を経過するこの時期になると、安定したデザイン研究開発能力を持つまでに成長したが、国内競争の激化に伴って、それまでの、製品としての一応の機能の充足とスタイリングや色彩の巧みな処理というデザインのやり方だけでは複雑高度化する社会ニーズに対応できなくなってきたため、プラスチック材料工学や人間工学などの新分野の研究成果を積極的に取り入れた、より付加価値の高い製品デザインの追求が次のテーマとされるようになった。

それとともに、一つの企業で取り扱う製品デザインが多様化した結果、製品間のデザインイメージに統一感を欠くという弊害が現われたので、企業政策の一つとして、その本質と結び付いたデザインの統一の方針、即ち“デザイン・ポリシー”の確立が求められるようになった。そのもとに、トレードマーク、図形、書体、色、製品のパッケージング等を統一することによって、企業体に一つの性格を与え、事業を個性的に印象付けようというわけである。

同時に、マーケティング調査 (Marketing research) の研究も進み、購入動機の科学的分析データに基づいて、購入者の年齢、性別、好みに応じた豊富な種類の製品が開発され、時宜にかなったモデルチェンジを実施することによって、新しい需要を喚起する企業戦略が採られるようになった。

また、消費者の意識が高まって、消費者サイドからも製品デザインに対する種々の提案がなされるようになった。こうして、製品デザイン活動は生産段階、市場流通段階、消費使用段階からの総合的なアプローチが必要とされるようになった。

他方、国内での競争の激化に加え、国際製品に成長したトランジスタラジオ受信機、音響機器、テレビジョン受像機分野や、輸入自由化によって直接的な影響を受ける自動車などの分野では、世界に眼を向けたデザイン活動の必要性が痛感されるに至った。

意匠登録出願は、この時期にはデザインの進展も手伝って一段と件数増大化のテンポを速め、昭和 38 年には 3 万件台 (33,871 件)、昭和 44 年には 4 万件台 (422,223 件) に達し、内容も複雑多様となった。

第2節 主な登録意匠

1 エアークンディショナー

高度経済成長と所得の向上によって、家電製品の一般家庭への普及度は高まり、昭和38年には電気アイロン85%、テレビジョン受像機66%、電気洗濯機49%、電気炊飯機49%、扇風機48%、電気冷蔵庫30%、電気掃除機21%に達し、これらの家電製品の普及が一巡したところで、クーラー、カラーテレビ、カーの3Cがコマースリズムに乗って、家庭の新三種の神器として登場した。

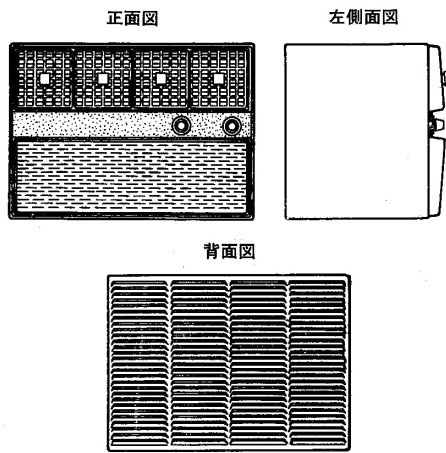
ルームクーラーは蒸し暑い夏を快適に過ごすために欠かせないが、冷房機能だけでなく暖房機能、空気清浄機能、湿度調節機能も兼備した機器が多くなり、ルームクーラーの名称よりはより広い意味のエアークンディショナーの名称のほうが一般的となった。

昭和29年に窓取り付け一体型のエアークンディショナーが市販された。この機種は大型で、重量は130kgもあった。この当時日本の生産台数はわずかであったが、米国で急激な発展を見せていたことから、家電メーカー各社は研究開発に力を入れるようになり、昭和32年頃には窓取り付け一体型のエアークンディショナーが出そろった。初期のエアークンディショナーは冷房機能だけであったが、間もなく冷暖房機能を備えたエアークンディショナーが登場した。昭和36年には分離型のエアークンディショナーが市販された。分離型は、騒音源である圧縮機と放熱部分を分離して室外に出し、冷却部分だけを室内に設置するもので、一体型のものより手軽に設置できる利点があり、昭和40年代に入ると壁取り付け分離型のもものが主流となった。

エアークンディショナーの出願件数の推移

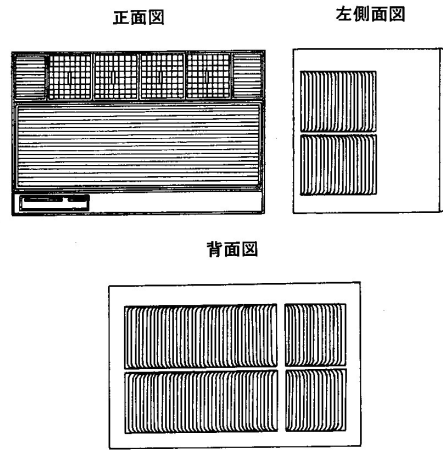
分類	出願年	昭和36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	計
D4-311~311B (床置型)		37	82	118	116	112	152	120	172	157	236	1302
D4-312~312A (窓取付け型)		22	27	30	122	35	93	73	87	93	102	684
D4-313~313A (天井つり下げ型)		0	5	7	0	12	10	6	8	12	17	77
D4-314~314A (壁面取付け型)		0	0	1	0	3	7	9	25	59	29	133
計		59	114	156	238	162	262	208	292	321	384	2196

意匠登録第 140955 号（昭和 33 年）ルームクーラー
初期の窓取り付け一体型のルームクーラー。

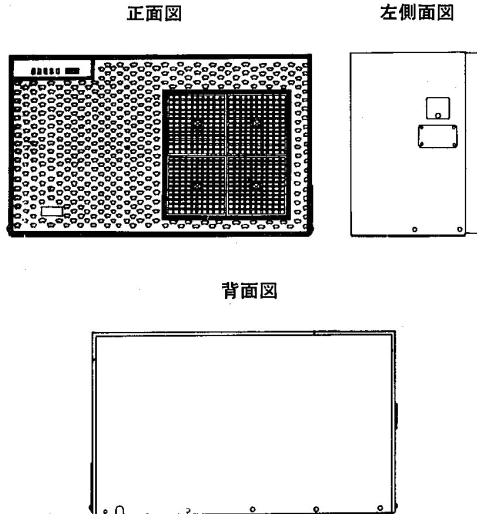


意匠登録 171830 号（昭和 36 年）エアコンディショナー

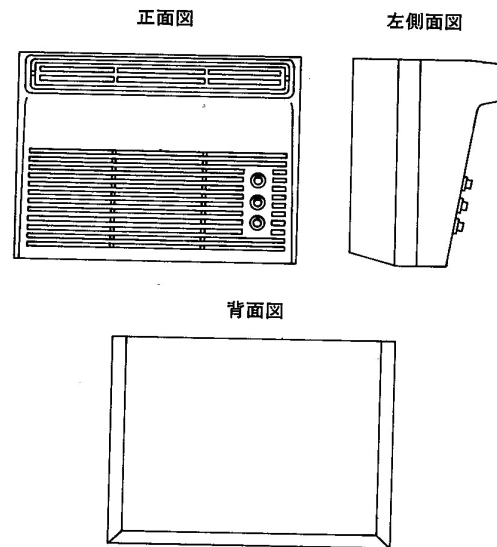
ボタンスイッチを押すだけで冷媒の流れが切り替り、夏は涼風を、冬は温風を得ることができるヒートポンプ採用の窓取り付け一体型エアコンディショナー。外観上の要部となるフロントパネルの構成は、横方向の直線を強調してシンプルにまとめ上げるということが基本になっており、この傾向は、近年でも主流を成している。横長タイプに対して縦長タイプなどが昭和 40 年頃から現われる。



意匠登録第 214528 号（昭和 37 年）ルームクーラー用冷却機外函
床置き分離型の室内機。窓取り付け一体型のものとは異なり、厚さも薄くなり、また室外機と冷媒配管されるため背面のスリット状の通風口が無くなっている点が外観上の特徴となっている。



意匠登録第 292399 号類似第 1 号（昭和 43 年）ルームクーラー
昭和 40 年代に入って主流となった壁取り付け分離型エアコンディショナーの室内機。



2 乗用車

第二次世界大戦後、日本の自動車メーカーはGHQによって自動車の生産を禁止されたが、昭和24年(1949)になってこの制限が解除されてから生産体制を整え始めた。昭和27、28年には一部の自動車メーカーでは外国企業と技術提携を行ない、外国車の組み立て・製造を始めている。これに対し、国産乗用車が独自の工夫をこらし、優れた性能とスタイリングを備えるようになるのは、通商産業省から国民車育成要綱案(いわゆる国民車構想で、量産化するにふさわしい一車種を選定して育成するというもの)の発表された昭和30年(1955)以降のことである。国民車構想に示された乗用車は、最高速度は100km/h以上、乗車定員は4人、1リットルのガソリンで30km以上の走行、月産2,000台の場合で工場原価は15万円以下、最終価格25万円以下で、エンジンは350~500ccというものであり、この国民車構想によって自動車業界は大きな刺激を受けた。

自動車を保有すること自体が一つのステータスシンボルであった当時であって、そのシンボルを形成するカースタイリングを造形するカーデザインは、自動車産業を花形産業に成長させる上での重要な役割を果たした。カーデザインの流れの一つは米国から発しており、組織化されたスタッフ活動としてのカーデザインは、1920年代末に米国のゼネラルモーターズ社(GM社)において初めて取り入れられた。GM社は、外観のアピールが大きくものをいう自動車という製品に関して、スタイリング重視の生産方式を開発する方針を打ち出し、線の美しさ、ハーモニー、色彩の魅力その他外形全般について研究開発を行う、アート・アンド・カラーセクションを1927年に新設している。

乗用車生産台数は、昭和33年に年産約5万台に達し、昭和30年代後半になると、プレスや溶接などの生産技術の進歩によって生産台数は急増し、昭和36年には25万台、昭和38年には41万台に達した。

国内自動車産業の基盤が整った昭和40年には完成自動車の輸入が自由化され、国産乗用車は本格的に外国車と競争することとなった。ちなみに、外国からの乗用車の意匠登録出願は、昭和44年には24%に達した。

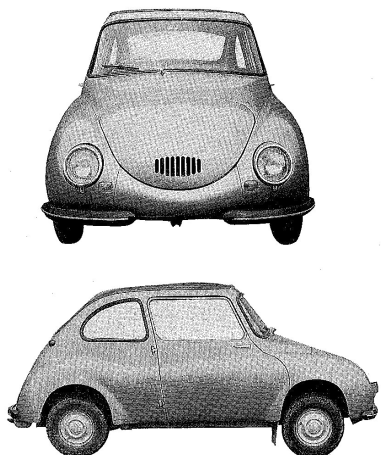
乗用車は依然として高価な耐久消費材に変わりはなかったが、昭和40年代に入って驚異的に普及し始め、昭和41年には大衆車時代の到来と叫ばれ、昭和43年頃には乗用車保有台数が400万台を突破した。これと並行して乗用車の意匠登録出願も徐々に増えた。欠陥車問題や交通事故の増加といったマイナス要因が社会問題化した。が、好みや用途に応じて選択できるほど車種は豊富となり、性能、デザインとも一段と向上した。そしてこの、物資輸送機関の主役が鉄道から自動車に代わったころ、乗用車をベースにしたライトバンが普及し始めた。

その後、時代、流行を反映しながら乗用車のスタイリングは、・エンジン室、居住室、荷物室が1ボックスになっているタイプ、・エンジン室と居住室(荷物室)とが2ボックスに分かれているタイプ、・エンジン室、居住室、荷物室がそれぞれ分かれて3ボックスになっているタイプを基本として、多種類のものが生み出されていった。

乗用自動車等の出願件数の推移

分類	出願年	昭和36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	計
G 2-210		13	6	15	19	15	23	35	23	46	68	263

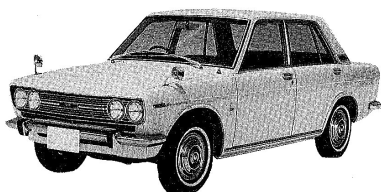
意匠登録第 136782 号 (昭和 33 年) 自動車
 国民車構想に示された性能の乗用車として昭和 33 年に登場した軽乗用車。曲面を多用し、空気力学的にも優れているといわれるスタイリングが注目された。



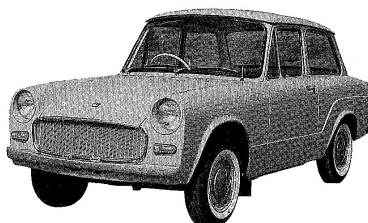
意匠登録第 233451 号 (昭和 39 年) 自動車



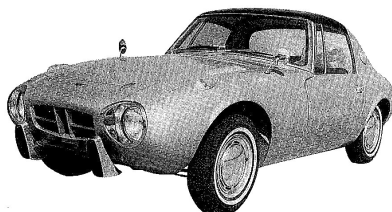
意匠登録第 289039 号 (昭和 43 年) 乗用自動車
 三角窓を無くし視界を良くしたスポーティな直線感覚の乗用車。



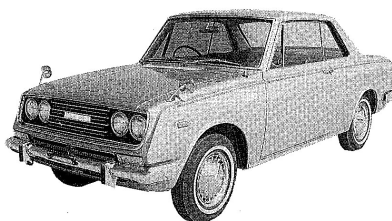
意匠登録第 202129 号 (昭和 36 年) 乗用自動車
 昭和 36 年に発売された乗用車。この乗用車も国民車構想に沿った形で誕生したものである。ボンネットやフェンダーの形状には昭和 30 年代初期の面影を残すが、装飾の少ない機能的デザインであり、また経済車であることから好評を博した。



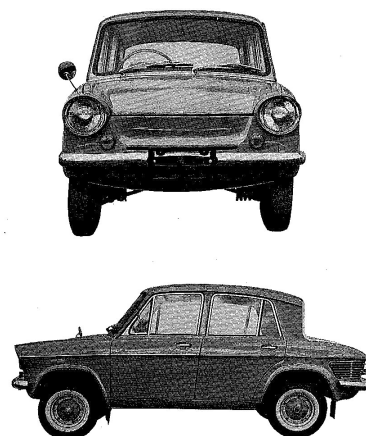
意匠登録第 250177 号 (昭和 40 年) 乗用自動車



意匠登録第 244670 号類似第 5 号 (昭和 43 年) 乗用自動車
 日本で初めてのハードトップスタイルの乗用車。



意匠登録第 208644 号 (昭和 37 年) 自動車



意匠登録第 252854 号 (昭和 40 年) 乗用自動車



意匠登録第 306092 号 (昭和 44 年) 乗用自動車
 この乗用車も意匠登録第 244670 号類似第 5 号のものと同様の特色を有する。



3 複写機

昭和 30 年代に入ると電子技術を応用した複写機や計算機が開発されて、事務部門の合理化が著しく進んだ。

昭和 30 年代に多用されたのは、ジアゾニウム塩が、紫外線で分解する性質を利用するジアゾ複写機である。これは、透明又は半透明の原稿とジアゾニウム塩を塗った感光紙を重ね合わせて紫外線を当てて焼き付け、現像処理して複写するものである。

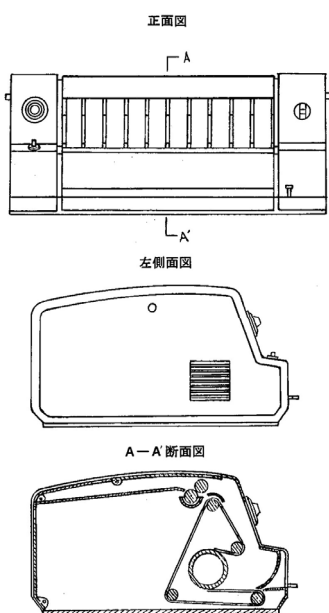
ジアゾ複写機は昭和 30 年から発売され、昭和 36 年には国内各社から 1 台の価格が 10 万円を割る機種が相次いで売り出され、幅広く使われるようになった。

このジアゾ複写機は、1 枚の複写コストは比較的安いですが、複写原稿は透光性を有する良好なものでなければならず、また 1 枚を複写するたびに、原稿と感光紙を重ね合わせて機器に挿入するという操作を繰り返さなければならないので、複写スピードが遅く、その上、変色しやすいという欠点もあった。次いで、これらの欠点を解消し、両面刷りや厚手の書籍からも、原稿をセットし、ボタンを押すという簡単な操作をするだけで多数枚の複写ができる静電複写機が登場した。

静電複写機には、帯電板上に静電荷潜像を形成し、それに電荷微粒子を付着させて現像し、その像を普通紙上に転写する間接式と、感光紙上に直接潜像を形成し現像する直接式とがある。直接式の E F (electrofax) 型静電複写機は米国 R C A 社との技術提携によって昭和 34 年に初めて発売され、比較的低廉であることからジアゾ複写機にかわるものとして次第に普及し、昭和 40 年代には複写機のかかなりの部分を占めるようになった。しかし直接式は酸化亜鉛を塗布したやや灰色を帯びた感光紙上に複写されるので、間接式の純白の普通紙上に複写されたものと比べると、仕上げの感じや手ざわりが異なり、その後、普通紙上に複写されるので P P C (Plain paper copy) 複写機と総称される間接式のものが大半を占めるようになった。また、原稿を C C D (電荷結合素子) センサーで読み取って複写する、据え置き型やハンディータイプのデジタル複写機も開発された。

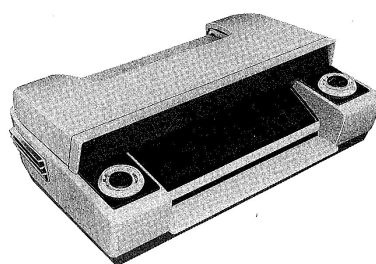
意匠登録第 156710 号 (昭和 35 年) 感光紙焼付現像機

初期のジアゾ複写機である。



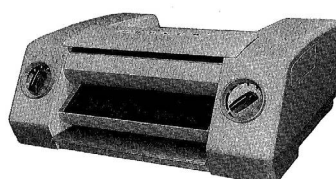
意匠登録第 134926 号 (昭和 33 年) 感光焼付機

初期のジアゾ複写機である。



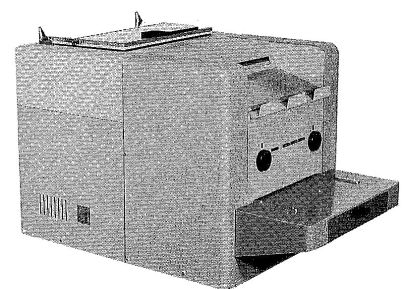
意匠登録第 127974 号 (昭和 32 年) 感光焼付機

初期のジアゾ複写機である。



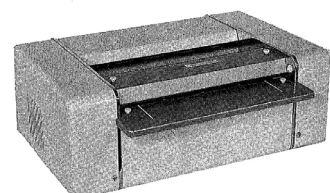
意匠登録第 217670 号 (昭和 37 年) 電子写真複写機

初期の湿式直接式静電複写機である。



意匠登録第 247213 号類似第 1 号 (昭和 40 年) 陽画複写機

ジアゾ複写機である。



4 卓上電子計算機

「電卓」という呼称のほうが一般的な卓上電子計算機は、演算素子がトランジスタ、IC、LSIと発達するにつれて性能とデザインも向上し、また低価格化の実現によって広く普及するに至った。短期間のうちに性能、デザイン、価格のどれをとっても、これほどまでに目覚ましく変革をとげた製品は、他に例をあまり見ない。

卓上電子計算機の国産第1号は、昭和39年(1964)に誕生した。トランジスタ採用のこの1号機は、それまでの機械式計算機が抱えていた、計算スピードが遅く、機械的騒音があるという弱点を克服するものであったが、ボディを薄鉄板で構成し、250×420×440mmもの大きさで、25kgと重く、価格は535,000円もする高価なもので、また、けた数ごとに0から9まであるキースイッチが、キーボード上に100個も並んでいた。

この1号機が出現してから半年後の同年、機構とデザインを一新した、1号機の流れを汲む意匠登録第264735号の卓上電子計算機が出願された。

昭和41年(1966)になるとIC採用の意匠登録第264735号類似第2号の卓上電子計算機が出現して「電卓」は第二の発展期を迎える。これは重量が1号機の1/2の13kgとなり、価格は35万円となった。技術上、外観上の進歩はもちろんのこと、人間工学上の研究も進み、操作性が大幅に改善され、使いやすいものとなった。昭和44年(1969)になるとLSIを採用した、廉価で小型軽量の意匠登録第315282号の携帯用の卓上電子計算機が出現し、これを契機に、用途も事務用から一般家庭用にまで広がった。生産台数も昭和40年には約4,500台にすぎなかったが、昭和44年には昭和40年の百倍を越える50万台に、昭和45年には150万台に達した。こうした状況を反映して、昭和42年以降卓上電子計算機の意匠登録出願が増えた。

卓上電子計算機の出願件数の推移

分類	出願年	昭和36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	計
J 4-52A (据置き・上面短形)		0	0	0	7	6	9	31	51	43	52	199
J 4-52B~D (ハンディー型)		0	0	0	0	0	0	0	16	15	44	75
計		0	0	0	7	6	9	31	67	58	96	274

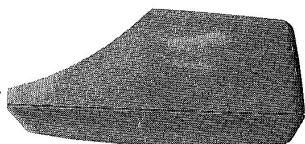
意匠登録第 264735 号 (昭和 41 年) 電子計算機

この卓上電子計算機は 1 号機から機構的にも大幅な進歩をとげ、操作性も向上した。デザイン的には、キャビネットにプラスチックを使用し有機的な造形をすることで、近代的なオフィス空間に調和するソフトなイメージを表現し、使いやすさを強調している。

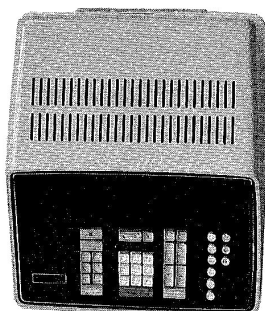
正面図



右側面図



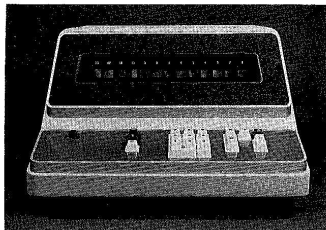
上面図



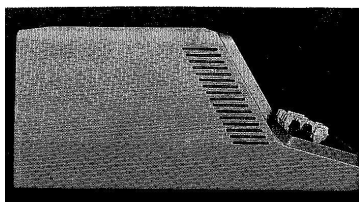
意匠登録第 262646 号 (昭和 41 年) 電子計算機

意匠登録第 264735 号の卓上電子計算機と同タイプのもの。

正面図



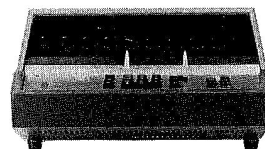
左側面図



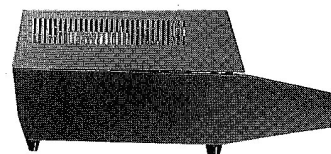
意匠登録第 262820 号 (昭和 41 年) 電子計算機

意匠登録第 264735 号の卓上電子計算機と同タイプのもの。

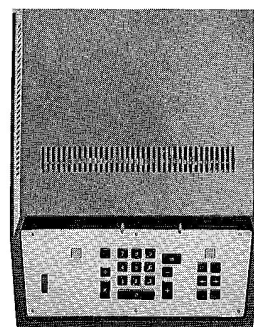
正面図



左側面図



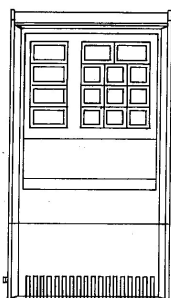
上面図



意匠登録第 315282 号 (昭和 45 年) 電子計算機

LSI を使用した機種で、大きさは 72×135×247 ミリ、重さは 1.4 kg、価格は 99,800 円であった。薄い、小さいという点を訴求したデザインにまとめられている。この卓上電子計算機の登場に刺激され、競合各社からあいついで S L I 搭載の新製品が発表されて、パーソナル電卓の激しい市場競争時代を迎えることになった。

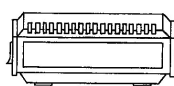
平面図



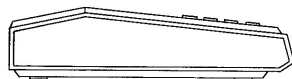
正面図



背面図



左側面図



5 家具

家具産業は、昭和 35 年以降飛躍的にその規模を拡大した。その要因として先ず第一に、政府の住宅政策に基づいて学校、病院などの公共施設や、高層のオフィスビル、一戸建て住宅、高層集合住宅が大量に建設されたことに伴って家具需要が拡大したことがあげられるが、それとともに、家具産業界が、プラスチック、合板、スチールなどの材料を家具に応用し、また、人間工学、システム工学、マーケティングリサーチといった科学的アプローチを導入し、さらに規格化、標準化を行うなど、家具製品デザインの開発を積極的に推進したことも見落とす訳にはいかない。

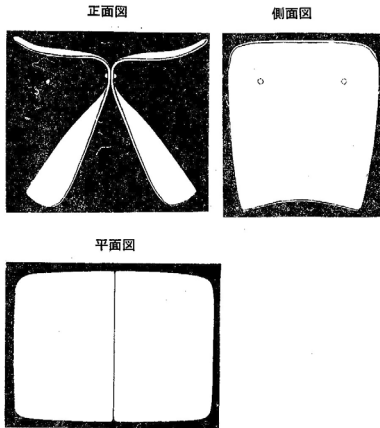
家具の中でも毎日の生活で特に密接なのはいすである。しかし、日本においていすの生活が本格化したのは第二次世界大戦後のことで歴史は浅く、したがって、それまでは、バロック、ロココといった時代様式や、有名デザイナーの作り出した様式を単に真似て、“いすらしさ”を表現するいすのデザインに終始していたにすぎなかった。しかしこの時期になって、台所には食卓テーブル用いす、居間や応接間にはソファー、書斎や勉強部屋には学習机用いすと幾種類も置かれ、それぞれに使い分けられるようになっていすの需要が出てくると、時代様式や進んだ外国の様式を取り入れながらも、実用的で美しく、日本の生活スタイルに合った独自の様式が追求されるようになった。

いす・机・テーブルの出願件数の推移

分類 \ 出願年	昭和36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	計
D 2 -14~14M A いす	87	142	180	129	187	214	142	229	422	448	2180
D 2 -330~330 G 机	22	38	49	62	53	68	26	34	69	55	476
D 2 -310~310 E テーブル	37	37	34	32	52	36	28	46	57	104	463
計	146	217	263	223	292	318	196	309	548	607	3119

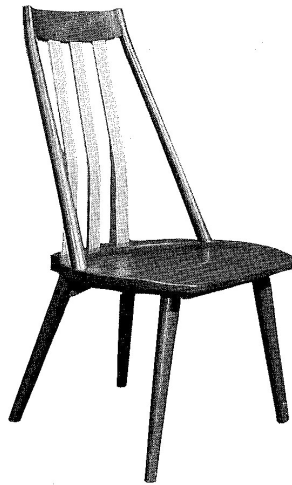
意匠登録第 123839 号 (昭和 31 年) 腰掛

成形合板技術の限界に近いダブルカーブのスツールで、実施品は、脚が補強棒で連結されている。日本的フォルムにまとめられ、蝶が羽を広げた形に見えるところからバタフライスツールともいわれていて、ニューヨーク近代美術館のパーマネントコレクションになっている。



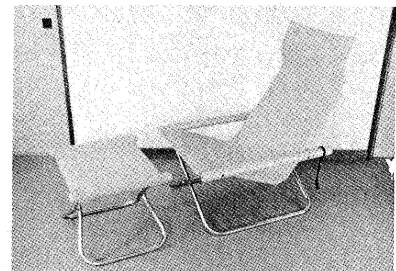
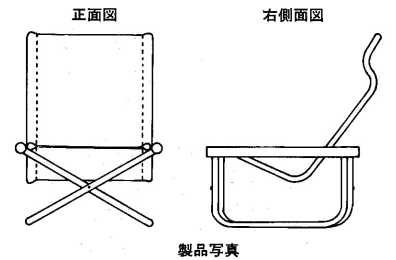
意匠登録第 245979 号 (昭和 40 年) イス

一人掛け 4 脚型の椅子である。木質材料を使用していて、伝統様式と近代感覚をミックスしたイメージを持つ。



意匠登録第 372684 号 (昭和 48 年) いす

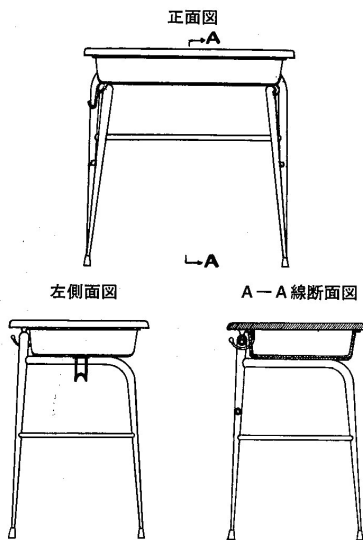
折り畳み式肘掛け付きの椅子。布地とスチールパイプを用いて合理的イメージを与える椅子デザインの傑作と表され、ニューヨーク近代美術館のパーマネントコレクションになっている。



『通産ジャーナル』(第 11 巻第 12 号, 1978 年) 63 頁から

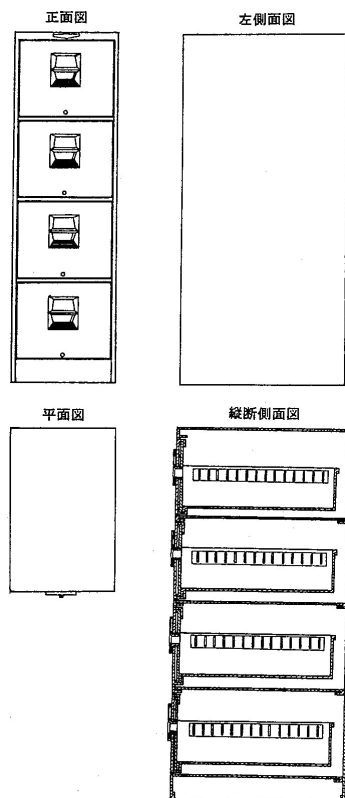
意匠登録第 277897 号 (昭和 42 年) 机

教室で用いられる学習用机である。学校用具は昭和 41 年 12 月に日本工業規格で、サイズ、強度などの規格が制定された。



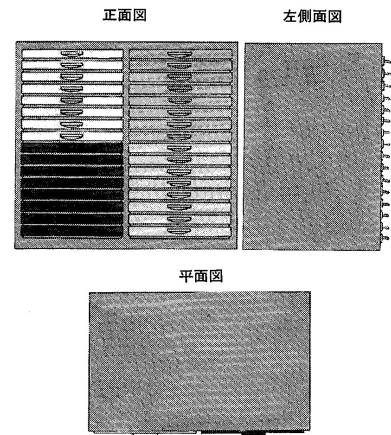
意匠登録第 223055 号 (昭和 38 年) ファイリングキャビネット

オールスチール製のファイリングキャビネット。オフィスの近代化とともにスチール製の事務用キャビネットの需要が拡大した。



意匠登録第 221792 号 (昭和 38 年) 机上用書類整理箱

色彩のあるプラスチック材料を用いて識別性を加味した机上用書類整理箱である。



6 農業用機械器具

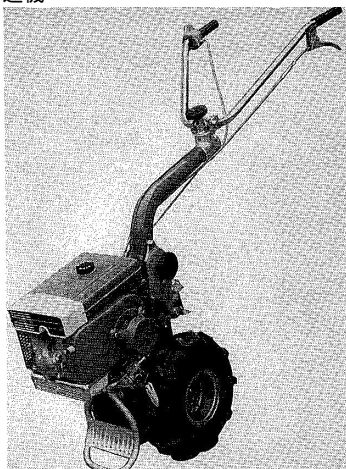
この時期には、所得倍増計画（高度経済成長政策）の遂行によって、農業も旧態から脱却することになる。昭和 35 年に発表された所得倍増計画とは、道路・鉄道・港湾などの輸送網を充実し、産業の構造を重化学産業中心に転換していくことにより、10 年間で国民総生産を 2 倍にするというものであった。この目標を達成するために政府が重視した政策は二つあり、農業の近代化と、国土の総合開発であった。農業基本法に基づいて進められた農業の近代化は、農業の生産性を上げ、農業に従事している人口を減らし、余った労働力を人手不足に悩んでいる重化学産業に振り向けようとの政策であった。

農業の機械化は早くから実験がなされ、また篤農家による試みはあったが容易でなく、中でも稲作の機械化は特に困難であった。しかし、農業の近代化のために機械化は避けて通れず、また耕運、田植え、草取り、稲刈りは重労働であったため、機械導入の機運が高まった。刈り取り脱穀機（コンバイン）は、生刈り脱穀なので初期にはダンゴ状になって機械に挟まるため、手で押し込むなどして大怪我をする事故が多発したが、農業機械の事故をなくす法規制により、安全性の立場から動力伝導部にカバーを掛けたり、操作しやすいような種々の人間工学的配慮がなされてデザインは一変した。

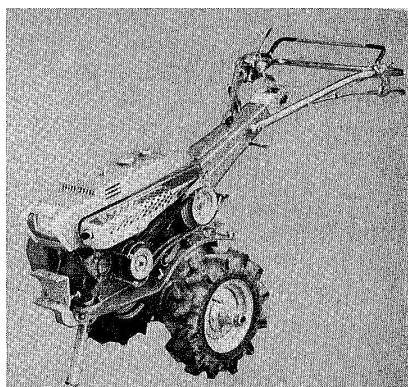
刈り取り機の出願件数の推移

分類	出願年	昭和36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	計
	K3-1430~1430F	6	7	13	28	42	28	43	72	54	68	361

意匠登録第 297428 号（昭和 44 年）動力耕運機



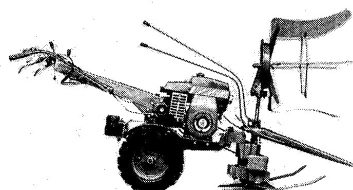
意匠登録第 306118 号（昭和 44 年）耕運機



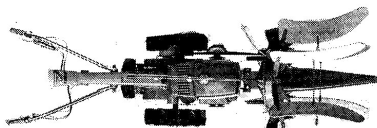
意匠登録第 217799 号（昭和 37 年）刈り取り機

初期の農業用バイスター型刈り取り結束機である。

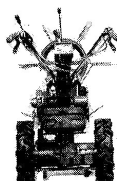
左側面図



平面図

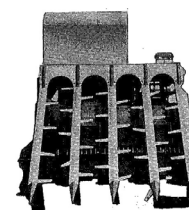
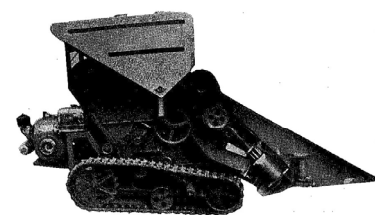
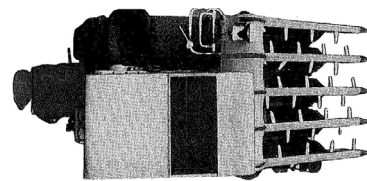


背面図



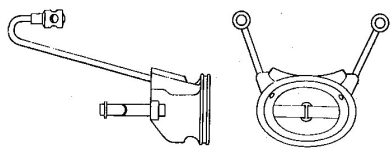
意匠登録第 234612 号（昭和 39 年）刈取脱穀機

初期のコンバイン型刈り取り結束機である。

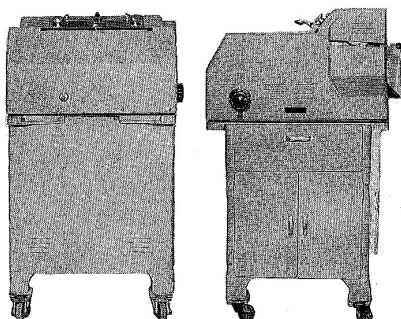


第3節 その他の登録意匠

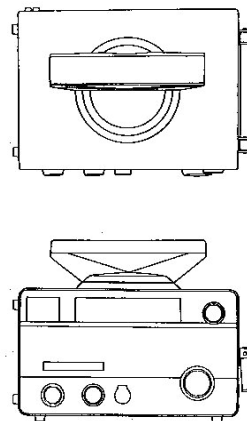
意匠登録第 170750 号 (昭和 36 年) 潜水具



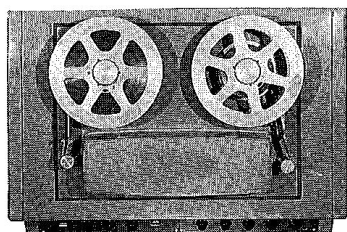
意匠登録第 205783 号 (昭和 36 年) 事務用
文書細断機



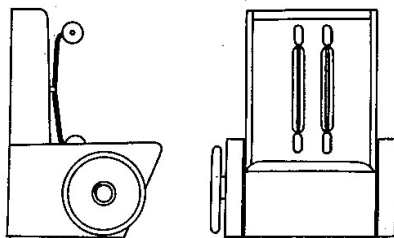
意匠登録第 172526 号 (昭和 37 年) 方向探
知機



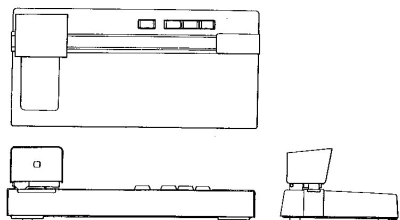
意匠登録第 170954 号 (昭和 36 年) ビデオ
テープレコーダー



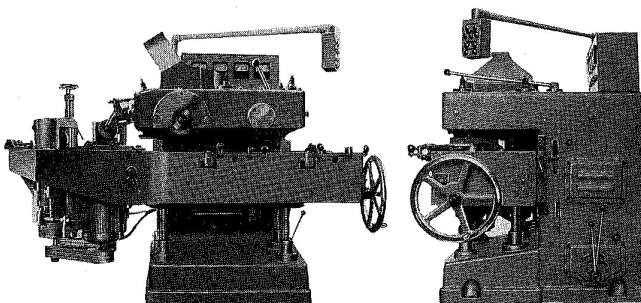
意匠登録第 213468 号 (昭和 37 年) あんま
器



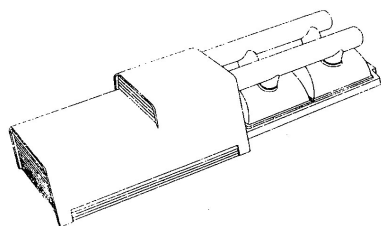
意匠登録第 219831 号 (昭和 37 年) 模写電
送機



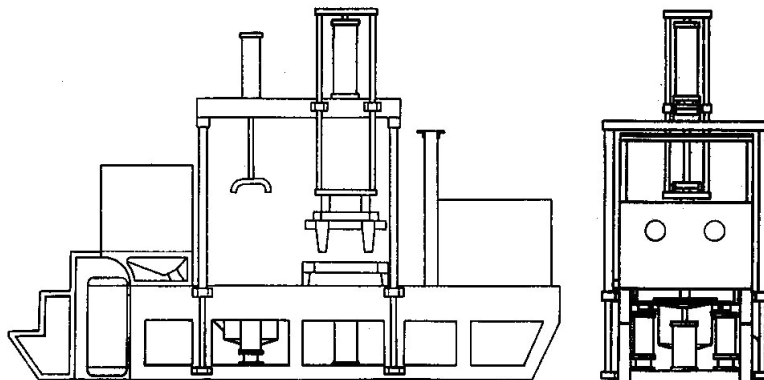
意匠登録第 213299 号 (昭和 37 年) 自動三面鉋盤



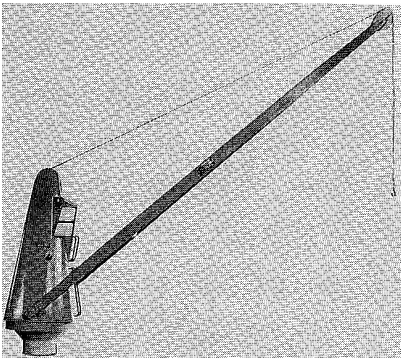
意匠登録第 172718 号 (昭和 37 年) タービ
ン



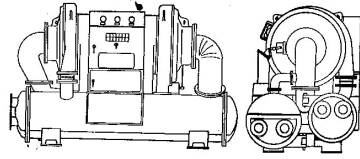
意匠登録第 231028 号 (昭和 38 年) 鋳型成型機



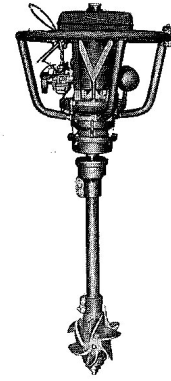
意匠登録第 222670 号 (昭和 38 年) クレーン



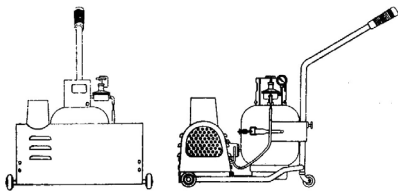
意匠登録第 226041 号 (昭和 38 年) 冷凍機



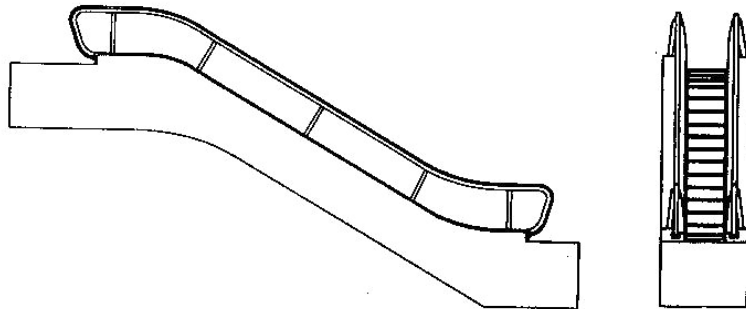
意匠登録第 235133 号 (昭和 39 年) 植穴掘器



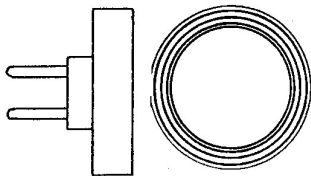
意匠登録第 226050 号 (昭和 38 年) 路面等加熱器



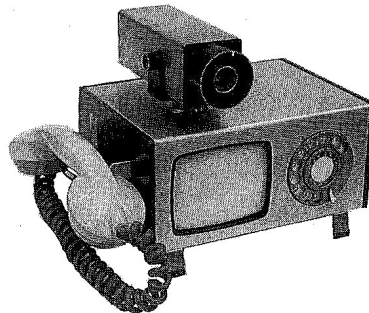
意匠登録第 297333 号 (昭和 44 年) エスカレータ



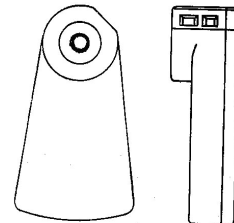
意匠登録第 239473 号 (昭和 39 年) 太陽電池



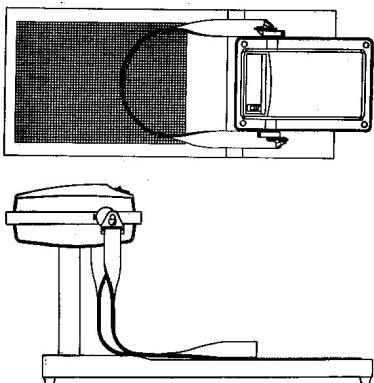
意匠登録第 262671 号 (昭和 41 年) テレビ電話



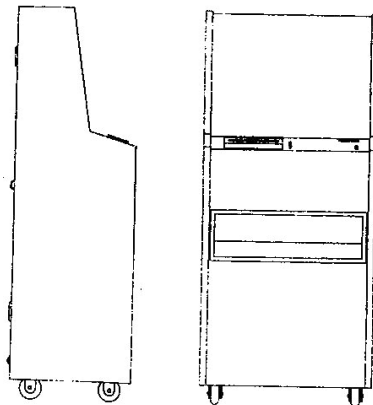
意匠登録第 308727 号 昭和 44 年歩数メーター



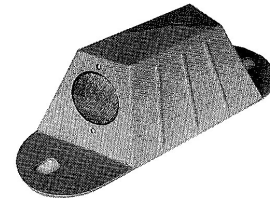
意匠登録第 265188 号 (昭和 41 年) 美容用パイプレーター



意匠登録第 277377 号 (昭和 42 年) 預金機



意匠登録第 322888 号 (昭和 45 年) 道路鎮



第4節 意匠をめぐる紛争事件

1 軽自動二輪車意匠権侵害事件

昭和48年5月25日、東京地方裁判所において意匠権侵害事件としては前例のない、7億円という巨額の損害賠償を命じる判決が言渡された。原告は本田技研工業株式会社で、被告は鈴木自動車工業株式会社である。当初は被告にヤマハ発動機株式会社も入っていたが途中で和解している。

(1) 事件の起こり

争いになったのは意匠登録第146113号（昭和33年5月7日出願，昭和34年1月22日登録）の「自動二輪車」に係るもので、いわゆるカブ号といわれている軽自動二輪車である。これは排気量100ccという軽量のもので、女性でも乗れるようにハンドルとサドルの間に何も設けず、底板が前輪と後輪をつなぐ「アンダーボーン・タイプ」として売り出されたものであった。

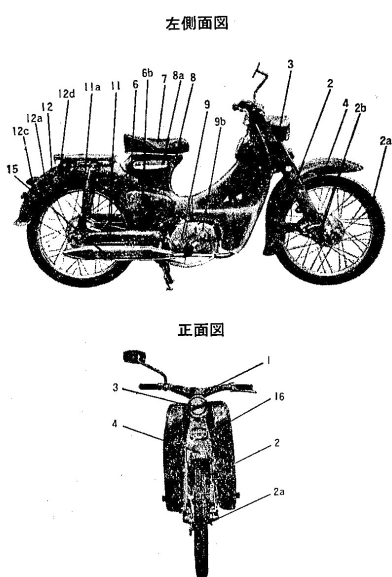
訴状によると、セミスクーターのクラスに属するこの種の自動二輪車は、本件登録意匠の出願前には全く存在しなかったものであり、本田技研工業がこの車をスーパーカブと称して発売して以来、このタイプのものが他社でも取り上げられはじめたという。

鈴木自動車工業は本田技研工業のカブに対抗するために昭和41年8月ごろスズキU70を製造しはじめたが、これが本田技研工業の登録意匠を侵害したというのが訴の趣旨であった。

(2) 損害の額

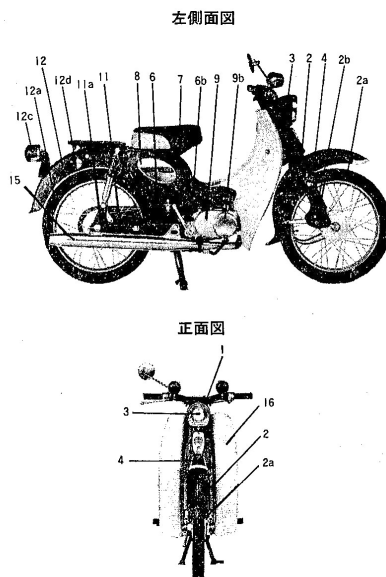
本田技研工業は鈴木自動車工業に対し、意匠権が侵害されたことによる損害の額を21億6,000万余円とし、その内金7億6,100万円の支払いを求めたが、これは昭和41年9月から昭和44年1月までに鈴木自動車工業が販売した26万6,663台の自動二輪車の意匠権侵害に対する損害賠償請求金である。

意匠登録第146113号の自動二輪車の意匠
(意匠権者本田技研工業)



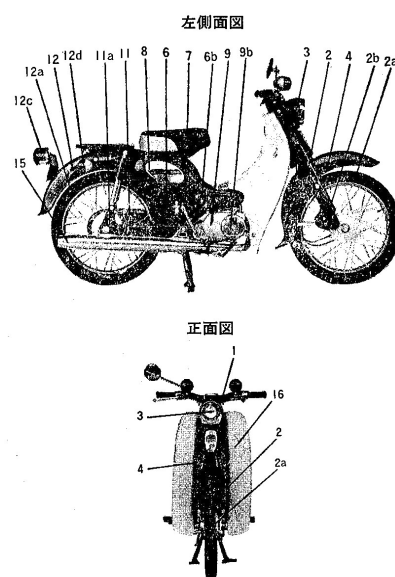
『無体財産関係民事・行政裁判例集』（第5巻第1号，1973年）170頁から。

自動二輪車事件における被告の意匠
「スズキU70号」



『無体財産権関係民事・行政裁判例集』（第5巻第1号，1973年）176頁から。

自動二輪車事件における被告の意匠
「スズキU50号」



『無体財産関係民事・行政裁判例集』（第5巻第1号，1973年）172頁から。

(3) 裁判所の判断

東京地裁は登録意匠と被告の意匠との類否につき、両意匠の一致点と相違点につき検討した結果、次のような判断を示し、両意匠は類似するとした。

「本件登録意匠と被告意匠とは、細部には相違があるが、それは特に看者の注意を引く部分に関しないものであり、特に看者の注意を引く部分においては殆んど一致し、そして、両意匠を全体的に観察した場合、両意匠は視覚を通じての美感を同じくするものと認めるのが相当であるから、類似するものというべきである」

また、損害賠償請求についても「被告の本件物件の製造販売行為は、本件専用実施権を侵害するものであり、かつ、被告は、その侵害行為について少なくとも過失があったものと推定される（意匠法第40条）。したがって、被告は、不法行為者として、原告に対し、右侵害行為によって被った原告の損害を賠償すべき義務がある」として、原告の主張どおりの金員の支払いを命じた。

被告の鈴木自動車工業はこれを不服として控訴したが、昭和53年4月13日和解が成立した。

2 学習机意匠権侵害事件

(1) 事件の概要

昭和40年代に入り、スチールなどによる学習機の天板が上下に移動し、天根上面に書棚を設けたタイプのものが現れるが、その初期に大手メーカーの間で互いに関連し合う意匠権侵害差止め請求訴訟が起こった。

この一連の訴訟では、被告は、原告の意匠権は被告の意匠権を利用するものであるとして逆に訴を提起したため、両当事者はそれぞれ一方では原告、一方では被告として争うことになった。

昭和46年12月22日、大阪地裁において言渡されたこの一連の訴訟の判決は共に原告の主張を認めたため、主張は通ったが双方とも単独では権利を行使できないという結果になった。

(2) 書架付学習機の意匠権侵害事件

株式会社伊藤喜工作所が原告となり、株式会社くろがね工作所、小泉産業株式会社、コクヨ株式会社を相手にそれぞれ意匠権侵害の差止めを請求した事件(昭和44年(ワ)第3847号ないし第3849号)は、原告である伊藤喜工作所が有する意匠登録第284355号「学習机」(昭和41年10月25日出願、昭和43年5月11日登録)をめぐって争われたものである。

この意匠の概略は、左右2本の逆T字型脚で机の天板を支持し、天板の右下内側に袖抽斗を設け、机の上面には、机の両端の背部寄りにそれぞれ支柱を設けて、これに書架を配したものである。被告はこれに対して本件登録意匠は出願前公知に属するものであって新規性を欠くものであると反論し、特にくろがね工作所は逆T字型の脚部を有する自社の意匠登録第284774号を示し、原告の権利は被告の意匠を利用するものであると主張した。

大阪地方裁判所の判決では原告の主張を認めたため、くろがね工作所、小泉産業、コクヨの三者ともこのタイプの学習机につき、製造、販売ができないことになった。

(3) 逆T字型脚を有する機の意匠権侵害事件

この事件は、書架付学習機の意匠権侵害で訴えられた株式会社くろがね工作所が、逆に株式会社伊藤喜工作所を被告とし、被告の意匠(意匠登録第284355号の実施物)の机本体部分の意匠は、原告の意匠登録第284774号(昭和40年6月15日出願、昭和43年5月21日登録)と類似し、原告の登録意匠は被

告の登録意匠の先願に係るものであるから、被告の意匠は原告の意匠を利用するものであり、権利侵害に当たるとして差止めを求めたものである（昭和45年（ワ）第507号）。

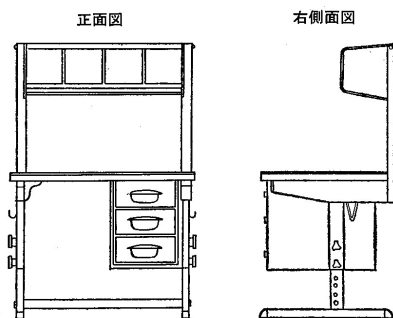
この意匠の概略は左右2本の逆T字型脚で机の天板を支持し、天板の右下内側に袖抽斗を設けたもので、被告の意匠はほぼ同様の構成からなる机の上部に書架を設けたものである。

被告は原告の意匠の利用については否認したが判決では原告の主張を認め、被告意匠の製造、販売、拡布を差し止める旨言渡された。

この結果、「書架付学習机」と「逆T字型脚を有する机」の2件の意匠権侵害差止請求において、互いに原告となった伊藤喜工作所とくろがね工作所（小泉産業とコクヨは被告のみ）原告主張は通ったものの互いに単独では権利を実施できないことになった。

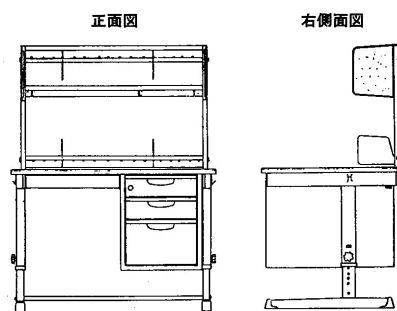
この裁判では両意匠は全体としては非類似であるが、利用関係の成立は認められるとして、意匠の利用（意匠法第26条）につき次のような見解を示している。「意匠の利用とは、ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては他の登録意匠とは非類似の一個の意匠をなしているが、この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある場合をいう」。

意匠登録第 284355 号の書架付学習机の意匠（意匠権者伊藤喜工作所）



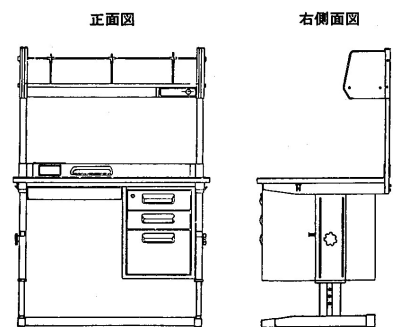
『無体財産関係民事・行政裁判例集』（第3巻第2号，1971年）410頁から。

書架付学習机事件における被告の意匠（くろがね工作所）



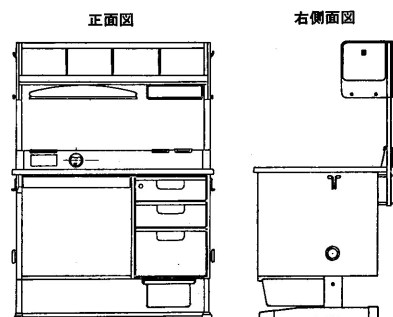
『審決取消訴訟判決集（昭和46年）』（特許庁審判部，1973年）地方裁判所判決部76頁から。

書架付学習机事件における被告の意匠（小泉産業）



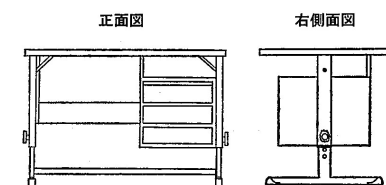
『審決取消訴訟判決集（昭和46年）』（特許庁審判部，1973年）地方裁判所判決部89頁から。

書架付学習机事件における被告の意匠（コクヨ）



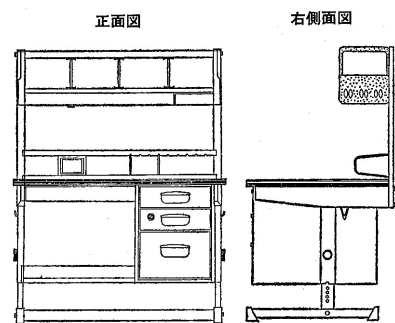
『審決取消訴訟判決集（昭和46年）』（特許庁審判部，1973年）地方裁判所判決部103頁から。

意匠登録第284774号の逆T字型脚を有する机の意匠（意匠権者くろがね工作所）



『無体財産関係民事・行政裁判例集』（第3巻第2号，1971年）432頁から。

逆T字型脚を有する机事件における被告の意匠（伊藤喜工作所）



『無体財産権関係民事・行政裁判例集』（第3巻第2号，1971年）437頁から。